

昭和毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告示
 - 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱
 - 土地の公用廃止
 - 基準看護、基準給食施設の承認
 - ひな白痢検査の実施
 - ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
 - ◇ 人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
 - ◇ 正誤 昭和三十六年九月二十六日付け鳥取県告示第五百四十号中訂正

告 示

百二十一号）の一部を次のように改正し、連年災害における補助の特例については、昭和三十五年一月一日以降に発生した災害について適用する。

昭和三十六年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

第二条第二項に次の一号を加える。

七 土砂崩壊防止事業

第四条第一項に次の一号を加える。

九 土砂崩壊防止事業に係るもの

事業の対象が公共的施設に係るものについては、

当該事業費の三分の二以内
その他の事業にあつては、当該事業費の十分の五以内

第四条に次の二項を加える。

3 災害復旧事業費のうち、法第三条の二第一項に規定する連年災害における補助率の特例の対象となる事業費については、前二項の規定にかかわらず同条同項に規定する補助率の範囲内とする。

鳥取県告示第五百七十二号
農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱（昭和三十五年十二月鳥取県告示第六

00495

(第3種郵便物
記)

2

昭和36年10月6日 金曜日 第3265号 報公県取鳥

3 昭和36年10月6日 金曜日 第3265号 報公県取鳥

00496
(第3種郵便物
記)

鳥取県知事 氏
名 殿
市町村長 氏
昭和 年 月 日
番 号

昭和 年度補助率增高申請書(連年災害補助率適用申請書)

昭和 年 1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱による高率補助を受けたく申請する。

記

都名	市町村名	区分	当該市町村の 総事業費(A)			耕作の事 業を行な う者 の実 数(B)	A/B	1人当 り事業 費			8万円×B(C)		(15万円-8万円)×B(D)	
			農 地	農業用 施設	計			農 地	農業用施設	農 地	農業用施設	農 地	農業用施設	
		連年災の場合												
		当年災の場合												
		連年災の場合												
		当年災の場合												
		計												
		連年災の場合												
		当年災の場合												
		計												
A-(C+D)	(E)	補助金計	C+D+E(F)	F/A(G)	補助率									
農 地	農業用施設	農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	
事業費 補助金	事業費 補助金													

注 1. 旧市町村の区域で補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、市町村名の下段に

旧市町村名及び旧市町村が現市町村に合併した年月日をかつて併記すること。

- 2 A欄の上段には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、同欄の下段には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。
- 3 補助率増高の申請をする市町村についてはC欄からH欄までの上段は記入を要しない。

4 前項の規定を適用しなじむるとして、第一項及び第二項の規定により算出した補助の額が、前項の規定を適用して算出した補助の額をこえる場合は、前項の規定は適用しないこと。

第八条中「第四条第11項」を「第四条第11項又は第三項」に改める。

様式第1種を次のよつて改める。

- 4 連年災害補助率適用の申請をする市町村についてはC欄からG欄までの下段は記入を要しない。
- 5 H欄には、補助率増高の申請をする市町村についてはF欄の額を、連年災害補助率適用の申請をする市町村については当年災の事業費にG欄の率を乗じて得た額を記入すること。

- 6 金額の単位は、円とし円未満は4捨5入すること。
- 7 補助率は、小数以下3位とし4位以下は4捨5入すること。

00497

(第3種郵便物
第3265号)

昭和36年10月6日 岩手県取扱日曜金曜報公県鳥取

附表の1

年・災別・箇所別等災害復旧事業費の内訳

市町村名	年	災別	箇所番号	事業主体別	災害復旧事業			耕作の事業を行なう者の数 延数	摘要 実数
					農地	農業用施設	計		
	前前年災				千円	千円	千円		
	小計								
	前年災								
	小計								
	当年災								
	小計								
	計								

注：補助率増高の申請をする市町村については、前前年災及び前年災の欄は記入を要しない。

附表の2

耕 作 者 名 簿

市町村名	住 所	氏 名	本 人 の 該 当 す る 箇 所 及 び 地 番					
			'前 前 年 灾'		前 年 灾		当 年 灾	
			箇所番号	地 番	箇所番号	地 番	箇所番号	地 番
計			(延箇所数)	(延地番数)	(延箇所数)	(延地番数)	(延箇所数)	(延地番数)

注 1 氏名欄の計の数値が申請書の「耕作の事業を行なう者の実数」と一致すること。

2 延箇所数の数値が附表の1の「耕作の事業を行なう者の数」欄の延数と一致すること。

3 補助率増高の申請をする市町村については、前前年災及び前年災の欄は記入を要しない。

5 昭和36年10月6日 金曜日 第3265号 (第3種郵便物
第3265号)

00500

(第3種郵便物)
(認)

7 昭和36年10月6日 金曜日 鳥取県公報 第3265号

- 鳥取県告示第五百七十五号
- 畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。
- 昭和三十六年十月六日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 対象の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏
四 対象の期日 別表のとおり
五 注射、検査及び駆除の方法

鳥取県告示第五百七十四号

ひな白痢急速診断法

別表

実施期日 実施区域 実施場所

幡 病院	ク	吉方二五	看(一)	第一三号	精神	二病棟	食第二七号	二病棟	六四床	十月	九日	八頭郡智頭町南方	小林種鶏場
鳥取生協病院	ク	東品治町	看第一七号	一般	一病棟	六七床	食第二九号	一病棟	六七床	十一日	河原町北村	西野	春摘
											智頭町上市場	弓河内	有田
											智頭町上市場	前川	古林

乙表の二

00499

(第3種郵便物)
(認)

昭和36年10月6日 金曜日 鳥取県公報 第3265号

鳥取県告示第五百七十三号

次の土地は、昭和三十六年九月二十九日から公用を廢止した。

昭和三十六年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

場

東伯郡羽合町大字田後字長砂 二三〇番二地先

面積又は数量(坪)

地目又は品目

農道敷

二三、五六

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準

看護、基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

施設	所在地	承認番号	対象	基準看護	基準給食	承認年月日	採用
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町	特看(一) 第二号	一般	六病棟	食第一号 八病棟	昭和三六、九、一	甲表
		特看(二) 第二号	結核	三四四病床	食第四五〇床		

00502

(第3種郵便物)
昭和36年10月6日 金曜日 鳥取県公報 第3265号 (認)

9 昭和36年10月6日 金曜日 鳥取県公報 第3265号 (認)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年十月六日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

一日時 昭和三十六年十月六日 午後一時

二場所 鳥取市

主議題 1 市町村教育長の承認について

2 その他

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「特別昇給させる職員」の上に「第十二条の規定に基づいて」を加える。

第十五条第一項中「前条の規定にかかわらず」を削り、同条同項に次の一号を加え、同条第二項中「及び第六号の規定」を「、第六号及び第七号の規定」に改める。

七 県警察学校の初任科に入校中の警察官が初めて昇

00501

(第3種郵便物)
昭和36年10月6日 金曜日 鳥取県公報 第3265号 (認)

8

市ノ瀬	平尾	山崎	古谷
船岡町橋本	藤田	河原町郷原	有田与
十二日 河原町神馬	安木	小河内	山尾
十四日 郡家町米岡	漆原健	漆原守	漆原修
十六日 河原町今在家	智頭	智頭	智頭
十七日 船岡町下野	用瀬町鷺狩	用瀬町川中	十九日 今在家
八頭郡鹿野町小別所	天神原	河原町片山	河原町郷原
氣高郡鹿野町下石	竹内	氣高郡鹿野町寺内	有田与
氣高郡鹿野町南方	田中	河原町谷一木	山尾
池原	竹内	智頭町篠坂	田中弥
米井	林宏	河原町谷一木	上原
平尾	石原	長瀬	田中潔
中瀬	中瀬	船岡町郡家	谷口馬
二十日 氣高郡氣高町下石	小林勤	岸本	谷口顯
二十五日 氣高郡氣高町下石	小林有	山口	田中亮
二十六日 青谷町青谷	池本	福市	田中弥

